

埼玉労働基 1228 第 6 号
平成 27 年 12 月 28 日

一般社団法人大宮地区労働基準協会長 殿



埼玉労働局長



芳香族アミンによる健康障害防止対策の周知について（要請）

日頃より、労働行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、染料・顔料の中間体を製造する事業場で、複数名の労働者が膀胱がんを発症する事案が発生しています。

膀胱がんを発症した労働者が、オルトートルイジンをはじめとした芳香族アミンを取り扱う作業に従事していたことは分かっていますが、作業実態や発生原因については現在調査中です。（別紙 1 参照）

つきましては、これらのことを踏まえ、予防的観点から、芳香族アミンによる健康障害防止対策を下記により適切に実施することについて、貴会会員事業場等に周知していただきますよう要請します。

記

- 1 事業場で取り扱う別紙 2 の芳香族アミンについて、安全データシート（労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 57 条の 2 の規定に基づく通知をいう。）の危険有害性情報に従って、業務の状況に応じた換気、防毒マスクの着用等の適切なばく露防止対策を講じること。
- 2 別紙 2 の芳香族アミンを現に取り扱っている又は取り扱ったことのある事業場においては、一般定期健康診断の実施及び当該事後措置の徹底を図ること。また、オルトートルイジンについては、現にこの物質を取り扱っている労働者及び過去に取り扱ったことのある労働者であって現在も雇用している者に対する緊急の措置として、できる限り特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）にある膀胱がんに関する健康診断項目（別紙 3）の検査を実施するとともに、この物質を取り扱ったことのある労働者であって既に退職している者に対して、同検査の受検を勧奨することが望ましいこと。